

亀山市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第21号

亀山市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則

亀山市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（平成28年亀山市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（報告の徴収）</u></p> <p><u>第2条 法第9条第2項の規定による報告の徴収は、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第1号）により行うものとする。</u></p> <p><u>2 法第9条第2項の規定による空家等の所有者等の報告は、空家等に係る事項に関する報告書（様式第2号）により行うものとする。</u></p> <p>（立入調査の通知）</p>	<p>[条を加える。]</p> <p>（立入調査の通知）</p>

第3条 法第9条第3項の規定による通知は、空家等立入調査通知書（様式第3号）により行うものとする。

（立入調査員証）

第4条 法第9条第4項の証明書は、空家等立入調査員証（様式第4号）とする。

（助言又は指導）

第5条 法第13条第1項の規定による指導は、管理不全空家等に対する指導書（様式第5号）により行うものとする。

2 法第22条第1項の規定による助言又は指導は、口頭又は特定空家等に対する指導書（様式第6号）により行うものとする。

（勧告）

第6条 法第13条第2項の規定による勧告は、管理不全空家等に対する勧告書（様式第7号）により行うものとする。

2 法第22条第2項の規定による勧告は、特定空家等に対する勧告書（様式第8号）により行うものとする。

（命令）

第7条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（様式第9号）により行うものとする。

（事前通知書）

第2条 法第9条第3項の規定による通知は、空家等立入調査通知書（様式第1号）により行うものとする。

（立入調査員証）

第3条 法第9条第4項の証明書は、空家等立入調査員証（様式第2号）とする。

（助言又は指導）

第4条 法第14条第1項の規定による助言又は指導は、口頭又は指導書（様式第3号）により行うものとする。

[項を加える。]

（勧告）

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

[項を加える。]

（命令）

第6条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。

（事前通知書）

第8条 法第22条第4項の通知書は、
命令に係る事前通知書（様式第10号）とする。

（意見書）

第9条 法第22条第4項の意見書は、
命令に係る意見書（様式第11号）とする。

（意見聴取請求）

第10条 法第22条第5項の規定による請求は、命令に係る意見聴取請求書（様式第12号）により行うものとする。

（意見聴取通知）

第11条 法第22条第7項の規定による通知は、命令に係る意見聴取通知書（様式第13号）により行うものとする。

（行政代執行）

第12条 法第22条第9項の規定により行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定による処分（以下「代執行」という。）を行う場合における同法第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第14号）により行うものとする。

2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（様式第15号）により行うものとする。

第7条 法第14条第4項の通知書は、
命令に係る事前通知書（様式第6号）とする。

（意見書）

第8条 法第14条第4項の意見書は、
命令に係る意見書（様式第7号）とする。

（意見聴取請求）

第9条 法第14条第5項の規定による請求は、命令に係る意見聴取請求書（様式第8号）により行うものとする。

（意見聴取通知）

第10条 法第14条第7項の規定による通知は、命令に係る意見聴取通知書（様式第9号）により行うものとする。

（行政代執行）

第11条 法第14条第9項の規定により行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定による処分（以下「代執行」という。）を行う場合における同法第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第10号）により行うものとする。

2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（様式第11号）により行うものとする。

<p>3 代執行に係る行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（様式第16号）とする。</p> <p>4 代執行に係る行政代執行法第5条の規定による納付の命令は、代執行費用納付命令書（様式第17号）により行うものとする。</p> <p>（標識）</p> <p>第13条 法第22条第13項の標識は、標識（様式第18号）とする。</p> <p>（委任）</p> <p>第14条 [略]</p>	<p>3 代執行に係る行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（様式第12号）とする。</p> <p>4 代執行に係る行政代執行法第5条の規定による納付の命令は、代執行費用納付命令書（様式第13号）により行うものとする。</p> <p>（標識）</p> <p>第12条 法第14条第11項の標識は、標識（様式第14号）とする。</p> <p>（委任）</p> <p>第13条 [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

様式第14号中「（第12条関係）」を「（第13条関係）」に、「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第13号中「（第11条関係）」を「（第12条関係）」に、「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第12号中「（第11条関係）」を「（第12条関係）」に、「第14条（略）」を「第22条（略）」に、「10～15（略）」を「10～17（略）」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第11号中「（第11条関係）」を「（第12条関係）」に、「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第10号中「（第11条関係）」を「（第12条関係）」に、「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第9号中「（第10条関係）」を「（第11条関係）」に、「第14条第7項」を「第22条第7項」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第8号中「（第9条関係）」を「（第10条関係）」に、「第14条第5項」を「第22条第5項」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第7号中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に、「第14条第4項」を「第22条第4項」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第6号中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に、「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「第14条第4項」を「第22条第4項」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第5号中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に、「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「第16条第1項」を「第30条第1項」に、「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第4号中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に、「勧告書」を「特定空家等に対する勧告書」に、「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第3号中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に、「指導書」を「特定空家等に対する指導書」に、「認定されたため、法第14条第1項」を「該当すると認められますので、法第22条第1項」に、「第14条第2項」を「第22条第2項」に改め、同様式を様式第6号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様

亀山市長 印

管理不全空家等に対する勧告書

あなたが所有又は管理している下記の管理不全空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条第1項の規定による指導を行いました。なお管理不全空家等の状態が改善されていないと認められますので、同条第2項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう勧告します。

記

1. 対象となる管理不全空家等

所在地

所有者の住所及び氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者及び連絡先

5. 措置の期限 年 月 日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第2号中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に、「 年 月 日発行」を「 年 月 日発行(年 月 日まで有効)」に、「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「、当該職員又は」を「、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に改め、同様式を様式第4号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様

亀山市長 印

管理不全空家等に対する指導書

あなたが所有又は管理している下記の空家等は、亀山市空家等対策の推進に関する条例（平成28年亀山市条例第24号）第9条の規定により空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める管理不全空家等に該当すると認められますので、同項の規定により、下記のとおり周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう指導します。

記

1. 対象となる管理不全空家等

所在地

所有者の住所及び氏名

2. 指導に係る措置の内容

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者及び連絡先

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。
- ・上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第13条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。この勧告により、上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第1号中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に、「法第16条第2項」を「法第30条第2項」に改め、同様式を様式第3号とし、附則の次に次の2様式を加える。

様

亀山市長 印

空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有又は管理している下記の空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

1. 対象となる空家等

所在地

所有者の住所及び氏名

2. 報告を求める内容

3. 報告の提出先

4. 報告徴収の責任者

5. 報告の期限 年 月 日

- ・上記5の期限までに上記3の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。
- ・当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項までの規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことがあります。

- ・この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

- ・この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

亀山市長 様

報告者 住所
氏名 印
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所
又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

1. 対象となる空家等

所在地

所有者の住所及び氏名

2. 報告事項

3. 添付書類

・上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の亀山市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の様式（以下「旧様式」という。）により提出され、又は交付されている書類は、この規則による改正後の亀山市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。